



Press Release



平成30年11月26日

「働き方改革の推進に係る連携・協力に関する協定」締結式を開催します！

県と宮崎労働局、宮崎県社会保険労務士会は、連携・協力して県内企業における働き方改革を促進するとともに、県内全体で働き方改革に取り組む機運の醸成を図ることを目的に、協定を締結することとなりました。
つきましては、次のとおり締結式を行います。

- 1 日時
平成30年11月30日（金） 午後3時35分から3時55分まで
- 2 場所
宮崎観光ホテル東館2階「初雁の間」
- 3 出席者
宮崎県知事 河野 俊嗣
宮崎労働局長 吉田 研一
宮崎県社会保険労務士会会長 橋口 剛和 他
- 4 次第
 - (1) 開 式
 - (2) 出席者紹介
 - (3) 協定書内容確認
 - (4) 協定締結
 - (5) 締結者コメント（知事、宮崎労働局長、宮崎県社会保険労務士会会長）
 - (6) 閉 式
- 5 その他
協定書については別添のとおり

(お問い合わせ先)
商工観光労働部 雇用労働政策課 労政福祉担当
担当者：佐藤
電 話：0985-26-7106（内線 2566）

厚生労働省 宮崎労働局 雇用環境・均等室
担当者：多田
電 話：0985-38-8821

宮崎県社会保険労務士会
担当者：理事／事務局長 熱田
電 話：0985-20-8160

働き方改革の推進に係る連携・協力に関する協定書

宮崎県（以下「甲」という。）と厚生労働省宮崎労働局（以下「乙」という。）と宮崎県社会保険労務士会（以下「丙」という。）とは、三者の連携・協力を強化し、県内における働き方改革の推進に取り組むため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が連携・協力し、県内企業における働き方改革を促進するとともに、県内全体で働き方改革に取り組む機運の醸成を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

- (1) 県内全体で働き方改革に取り組む機運醸成を図ること。
 - (2) 働き方改革に取り組む県内企業の裾野拡大に関すること。
 - (3) 働き方改革に取り組んでいる県内企業の優良事例の見える化・情報発信に関すること。
 - (4) 働き方改革に関する中小企業・小規模事業者支援に関すること。
 - (5) 県内企業における長時間労働の解消、休暇の取得促進、ワーク・ライフ・バランスの推進に関すること。
 - (6) その他働き方改革の推進に関すること。
- 2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため甲、乙及び丙は定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲、乙及び丙協議の上、別に定めるものとする。
- 3 第1項各号に定める事項を推進するに当たっては、甲、乙及び丙は県内の経済団体及び市町村との連携が図られるよう努めるものとする。

（秘密保持）

第3条 甲、乙及び丙は本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間を問わず、第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合及び法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とし、期間満了の1か月前までに甲、乙及び丙のいずれかにより書面による申し出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

- 2 甲、乙及び丙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約できるものとする。

(協定の見直し)

第5条 甲、乙及び丙のいずれかから本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

(その他)

第6条 本協定の定める事項に関して疑義が生じた場合又は協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲、乙及び丙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

宮崎県知事

厚生労働省宮崎労働局長

宮崎県社会保険労務士会会長
